

# 運行管理者試験 テキスト 目次

## (1) 道路運送法



第1節	法の目的	1
	許認可申請	2
第2節	業務改善命令等	6
	事故報告	7
第3節	輸送の安全	10
第4節	点呼・記録等	11
第5節	その他の事業者の義務	13
	運転者の選任	14
	従業員に対する指導及び監督	15
	適性診断と特定運転者への指導	16
	乗務員台帳	17
	一般乗用旅客自動車運送事業者の重要運輸規則	18
第6節	運行管理者	19
	運行管理者資格者証交付者等	20
	運行管理者の業務	21

## (2) 道路運送車両法



第1節	法の目的、定義及び自動車の種類	24
第2節	登録及び検査証	25
	自動車登録番号標等の表示の義務	26
第3節	整備管理者	27
第4節	点検・整備	28
第5節	保安基準	30
	灯火・反射器関係主要規定	34
第6節	主な告示	36

## (3) 道路交通法



第1節	法の目的	37
	重要語句	37
第2節	自動車の種類	39
第3節	公安委員会の指導事項	39
第4節	通行方法	40
第5節	灯火	46
第6節	積載方法及び積載制限	46
	過積載	47
第7節	運転免許	48
	公安委員会による取消及び停止	48

## 第8節

警察署長による仮停止	49	
3者の権限比較	49	
その他の遵守事項	51	
信号機の信号の種類と意味	52	
運転者の遵守事項	52	
第9節	主な道路標識	53

## (4) 労働基準法



第1節	労働条件の原則	55
	有給休暇	56
	重要語句	56
第2節	労働条件の明示	57
	解雇制限	58
	解雇予告	59
	休業手当等	60
	就業規則	61
	女性に関する規制	62
	労働者台帳・賃金台帳	63
第3節	労働時間等の改善基準	64
	労働時間等の改善基準の一覧	66
	交替運転者配置基準	68
	(参考)働き方改革関連法	72

## (5) 実務上の知識



第1節	自動車の運転に関すること	73
第2節	実務上における点呼の留意点	75
	点呼記載項目比較	76
	点呼のフローチャート	77
	事故のフローチャート	78
第3節	道路現場での様々な現象	79
	特殊な現象	80
	人に対する現象	81
	悪条件下の運転のまとめ	81
	その他重要事項	83
	計算問題公式	86
第4節	運輸安全マネジメント及び監査	88
	安全管理規程の内容	89
	監査から処分の流れ	90
【参考】	介護タクシーの種類	91

出題数 合計 30 問

合格点 18 問

(但し、全科目最低1問以上。実務上の知識は2問以上の正解を要します)

# 1 道路運送法

旅客 テキスト見本 道路交通法  
 ◎法令事務センター

## 第1節 法の目的

### 重要 運送法 第1条(目的)

- この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を **適正かつ合理的** なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の **需要の多様化** 及び **高度化** に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、 **輸送の安全** を確保し、道路運送の **利用者** の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の **総合的な発達** を図り、もって **公共の福祉** を増進することを目的とする。

**【ここに注目！】**

A4サイズで見やすいテキスト。

過去問題集は別冊なので学習しやすい！

### ポイント解説

#### ポイント

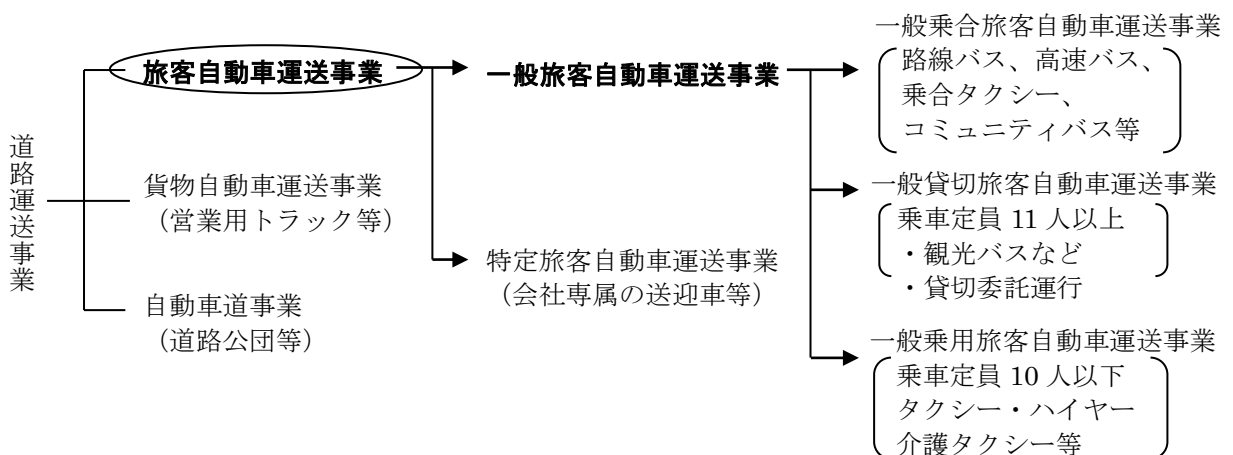
記述式として、目的や定義が穴埋式の出題が多い。

### 定義

● 道路運送事業	旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。
● 自動車運送事業	旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。
● 旅客自動車運送事業	<b>他人の需要</b> に応じ、 <b>有償で</b> 、自動車を使用して旅客を運送する事業であって、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業をいう。
● 自動車道事業	一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。

#### ポイント

旅客自動車運送事業は他人の需要と有償が要件となる。



### ポイント

介護タクシーは、一般乗用旅客自動車運送(福祉限定)であるが、病院の患者送迎は特定(43条)、自治体やNPOの経営の場合、自家用有償運送(78条)による場合もある。(P91参照)

**重要**

<b>特許</b>	発明、銀行、航空、鉄道会社等の新規免許		<b>【ここに注目！】</b> 難解な条文を表にまとめて
<b>免許</b>	旧法当時のバス、タクシー、トラック等の新規免許		いるのでよくわかる！ <b>最新の法改正に対応</b>
<b>許可申請事項</b>	国土交通大臣による許可（但し一部地方運輸局長に委任）		
	貸切（観光バス） <b>[5年更新]</b>	乗用（タクシー・ハイヤー）	乗合（路線バス・高速バス・区域運行乗合タクシー）
	共通必要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名又は名称・住所・代表取締役等</li> <li>・事業計画（営業所・車庫・休憩仮眠施設等の名称・位置・資金計画・収支）</li> <li>・運行管理体制（運行管理者・整備管理者・運転者及び労働管理体制）</li> <li>・損害保険・社会保険等加入義務</li> </ul>	
<b>認可手続</b> <small>（主な事業計画の変更）</small>	<b>営業区域</b>	<b>営業区域</b>	<b>運行計画</b>
	貸切	乗用	乗合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運送約款(新規・変更)</li> <li>・営業所(新設・変更)</li> <li>・車庫(新設・変更)</li> <li>・休憩仮眠施設(新設・変更) <small>(管轄外)</small></li> <li>・営業区域(変更)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運送約款(新規・変更)</li> <li>・営業所(新設・変更)</li> <li>・車庫(新設・変更)</li> <li>・休憩仮眠施設(新設・変更) <small>(管轄外)</small></li> <li>・営業区域(変更)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運送約款(新規・変更)</li> <li>・営業所(新設・変更)</li> <li>・車庫(新設・変更)</li> <li>・休憩仮眠施設(新設・変更) <small>(管轄外)</small></li> <li>・路線変更                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①起点・終点の変更</li> <li>②キロ程</li> <li>③主たる経過地</li> <li>④車両の大きさ・重量の最大値</li> </ul> </li> <li>・運賃・料金 <small>(上限運賃の設定・変更)</small></li> </ul>
<b>事前届</b> <small>（あらかじめ届）</small> ：原則7日前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃(設定・変更)原則30日前</li> <li>・料金(設定・変更)</li> <li>・営業所ごとの車両数変更 <b>(増・減車)</b></li> <li>・休止・廃止…30日前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微な料金等(設定・変更)</li> <li>・営業所ごとの車両数変更 <b>(増・減車)</b></li> <li>・休止・廃止…30日前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微運賃及び料金(設定・変更)</li> <li>・営業所ごとの車両数変更 <b>(増・減車)</b>(予備車を含む)</li> <li>・発着時刻・運行間隔</li> <li>・休止・廃止(路線定期)6ヵ月前</li> </ul>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>ポイント</b></p> <p>運賃及び料金</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>認可事項</b></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>あらかじめ届出事項</b></p>  </div> </div> <p><b>收受運賃の割戻禁止</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">         特別席料金、手回り品料金、 その他指定料金等     </div>		

# 第4節 通行方法【重要】

旅客 テキスト見本 道路交通法  
 ©法令事務センター

どのような場合	車両はどうする	説明図・ポイント	根拠条文
<b>(1) 通行区分</b>			
歩道又は路側帯と車道との区別のある道路	車道を通行 但しやむを得ない場合【例外】 歩道等を横断・駐停車する →一時停止かつ歩行者優先  <b>【ここに注目！】</b> イメージしやすいようは イラストを多数使用		法 17 条
<b>(2) 左側寄り通行の原則</b>			
指定通行帯を除く道路	<b>左側通行</b> (追越等を除く)		法 18 条 1 項
区別のない道路	<b>安全な間隔を保持</b> または <b>徐行</b>		2 項
区別のある道路	<b>左側から 1 番目 (3 以上の車両通行帯が設けられているときは、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。)</b>		法 20 条 1 項
法令規定の通行区分と異なる通行区分の指定	<b>指定された通行区分に従って車両通行帯を通行</b>		法 20 条 2 項
路線バスが(優先通行帯で)後方から接近	<b>通行禁止。すみやかに外に出る。</b>		法 20 条の 2
<b>(3) 軌道敷地内の通行</b>			
	<b>原則禁止</b> (左折・右折・横断・回転等のための横切り又は危険防止のためやむを得ない場合を除く)		法 21 条
<b>(4) 道路外に出る場合</b>			
左折するとき	事前、できる限り <b>左側端寄り、徐行</b>		法 25 条 1 項
右折するとき	事前、できる限り <b>中央寄り、徐行</b>		2 項
手又は方向指示器による合図	<b>後方車は進路変更を妨げない</b>		3 項
<b>(5) 横断等の禁止</b>			
歩行者又は他車両に交通妨害するおそれのある時	<b>道路外施設等の出入りの為、右左折、横断回転、後退禁止</b>		法 25 条の 2
<b>(6) 進路変更の禁止</b>			
みだりに	<b>進路変更禁止</b>		法 26 条の 2 1 項
進路変更時(後続車がいる時等)	<b>進路変更禁止</b>		2 項
車両通行帯に進路変更禁止等表示	<b>進路変更禁止</b> (緊急車両のため・道路工事等を除く)		3 項

**重要** バスの交替運転者配置基準

**旅客 テキスト見本 労働基準法  
◎法令事務センター**

これまでの高速乗合バス・貸切バス

勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要

①拘束時間が16時間を超える場合

**【ここに注目！】**

②運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

**条文を表にまとめたもので分かりやすい！**

③連続運転が4時間を超える場合

**試験直前の見直しにもお役立ち！**

※貸切バスの場合、一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務の乗務距離の上限(670km)は廃止

**重要** 平成25年8月より適用の交替運転者配置基準

時間基準			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
昼間	運転時間	高速乗合バス	原則1運行9時間まで 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 (注意：1日の運転時間は2日平均で9時間が限度)										休息期間	
		貸切バス	原則1運行9時間まで 週2回まで1運行10時間まで可 (注意：1日の運転時間は2日平均で9時間が限度)										休息期間	
	及び 連続 運転 時間 休憩 時間	高速道 高速乗合バス 貸切バス	2時間	休憩	高速道路の実車運行区間で 概ね2時間まで毎15分以上休憩									
		一般道 高速乗合バス 貸切バス	4時間	休憩	運転時間4時間毎に合計30分以上 実車距離500km超は運行途中に 合計1時間以上(1回20分以上で分割可)									
夜間	運転時間	高速乗合バス	原則1運行9時間まで 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 (注意：1日の運転時間は2日平均で9時間が限度)										休息期間	
		貸切バス	原則1運行9時間まで										休息期間	
	及び 連続 運転 時間 休憩 時間	高速道 高速乗合バス	2時間	休憩	高速道路の実車運行区間で 概ね2時間まで毎15分以上休憩									
		一般道 貸切バス	2時間	休憩	実車運行区間で 概ね2時間まで毎15分以上休憩									
		高速道 高速乗合バス	4時間	休憩	実車運転概ね4時間毎に合計30分以上 実車距離400km超は 実車運転概ね4時間毎に合計40分以上									
		一般道 貸切バス	2時間	休憩	実車運転概ね2時間毎に連続15分以上 実車距離400km超は実車運転概ね2時間毎に連続20分以上									
連続乗務回数	高速乗合バス 貸切バス	<p>連続4夜まで(実車距離400km超は連続2夜まで)</p>												
1日	運転時間	高速乗合バス	原則1日9時間まで 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 (注意：1日の運転時間は2日平均で9時間が限度)										休息期間	
		貸切バス	原則1日9時間まで 夜間ワンマン運行を行う場合を除き、週2回まで1日 10時間まで可(注意：1日の運転時間は2日平均で9時間が限度)										休息期間	



- 高速乗合バス** …路線定期運行であって「長距離急行運送」の運賃が適用される(軽微な届出)
- 貸切委託運行** …運送法第 35 条の許可を受け、貸切バス事業者が高速乗合バス事業者の委託を受けて運行される
- 一運行** …1 人の運転者が、1 日のうち回送を含み運転開始から終了するまでの一連の乗務を一運行という。但し途中 1 時間以上休憩があり、かつ、実車運行の前後に回送がある場合 2 運行となる。(夜間ワンマン運行は例外として一運行となる)
- 夜間ワンマン運行**…AM2 時～AM4 時の間に実車運行がある場合又はまたぐ運行
- 実車運行** …旅客の乗車が可能な区間の運行(実際に乗車しているかは問わない)
- 実車距離** …実車運行される距

**【ここに注目!】**  
用語の説明で  
なるほど納得

距離基準			
昼間	運転距離	高速乗合バス	原則 1 運行 実車 500 kmまで (例外 600km まで可)
		貸切バス	原則 1 運行 実車 500 kmまで (例外 600 kmまで可)
	連続運転時間及び休憩時間(例外条件)	高速乗合バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行前 11 時間以上休息 又は</li> <li>・ 途中 1 時間以上の休憩(1 回 20 分以上の分割休憩可)</li> </ul>
		貸切バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 途中 1 時間以上休憩(20 分ごとの分割休憩可)</li> </ul>
夜間	運転距離	高速乗合バス	原則 1 運行 実車 400 kmまで (例外 500km まで可) <small>(条件・審査により 1 人の運転者につき 1 週間 2 回以内で 500km 超の特例措置有)</small>
		貸切バス	原則 1 運行 実車 400 kmまで (例外 500 kmまで)
	連続運転時間及び休憩時間(例外条件)	高速乗合バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行前 11 時間以上休息 又は 実車距離 100 km～400 kmで</li> <li>途中 1 時間以上仮眠</li> <li>・ 実車 2 時間毎に 20 分以上休憩計画</li> <li>・ 体調報告</li> <li>・ デジタコを用いた運行管理</li> </ul>
		貸切バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行前 11 時間以上休息 かつ 1 運行 10 時間以内又は</li> <li>途中連続 1 時間以上の休憩ができる (100 km～400 kmの間で)</li> <li>・ 体調報告</li> <li>・ デジタコを用いた運行管理</li> </ul>
	連続乗務回数	高速乗合バス 貸切バス	運行と運行の間が 1 時間以上なければ別運行にならない。但し、夜運行は 1 時間以上あっても同一運行とみなす。
1 日	運転距離	高速乗合バス	原則 1 日合計実車 600 km 週 3 回まで 600 km超可能
		貸切バス	原則 1 日合計実車 600 km 週 2 回まで 600 km超可能
		共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体調報告</li> <li>・ デジタコを用いた運行管理</li> <li>・ 運行の実車距離を守る</li> </ul>

# 運行管理者試験対策過去問題集 目次

## (1) 道路運送法



1-1	許可	.....	1
1-2	目的	.....	2
1-3	事業計画	.....	2
1-4	事業主の業務	.....	3
1-5	点呼	.....	6
1-6	乗務員台帳	.....	9
1-7	指導監督・特別な指導教育	.....	9
1-8	運行管理者の選任等	.....	11
1-9	運行管理者の業務	.....	12
1-10	事故	.....	14
1-11	指導要領・指導主任者	.....	17
1-12	各種記録・運転者の遵守事項等 輸送の安全	.....	18

## (2) 道路運送車両法



2-1	目的	.....	21
2-2	登録	.....	21
2-3	検査	.....	22
2-4	点検	.....	24
2-5	保安基準	.....	25

## (3) 道路交通法



3-1	用語	.....	28
3-2	駐停車禁止	.....	29
3-3	速度違反	.....	30
3-4	通行の方法	.....	31
3-5	行政処分	.....	36
3-6	過労運転	.....	37
3-7	救護義務	.....	37
3-8	運転者の遵守事項	.....	38
3-9	標識	.....	41

## (4) 労働基準法



4-1	使用者の義務	.....	42
4-2	賃金等	.....	44
4-3	就業規則等	.....	45
4-4	労働安全衛生法関係	.....	46
4-5	運転時間・拘束時間等 労働時間等改善基準	.....	47

## (5) 実務上の知識



5-1	道路現場での現象	.....	57
5-2	健康	.....	59
5-3	点呼	.....	61
5-4	事故防止	.....	65
5-5	運行管理者の実務	.....	69
5-6	計算問題・ 事故再発防止策等	.....	73

## (6) 令和元年度第1回 試験

問題	85
解答と解説	103

出題数 合計 30 問

合格点 18 問

**(但し、全科目最低 1 問以上。実務上の知識は  
2 問以上の正解を要します)**

### 略語説明

運送法	…道路運送法
運輸規則	…旅客自動車運送事業運輸規則
事故報告規則	…自動車事故報告規則
指導及び監督の指針	…旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
車両法	…道路運送車両法
車両法施行規則	…道路運送車両法施行規則
細目告示	…道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

保安基準	…道路運送車両法の保安基準
点検基準	…自動車点検基準
道交法	…道路交通法
道交法施行令	…道路交通法施行令
道交法施行規則	…道路運送車両法施行規則
労基法	…労働基準法
改善基準	…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

**【ここに注目！】**

**(1-6 乗務員台帳)**

**項目別に問題を編集しているので整理しながら理解できる**

旅客自動車運送事業者が作成する乗務員台帳の記載等に関する次の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

- 1. 事業用自動車の運転者ごとに、旅客自動車運送事業運輸規則第 37 条に定められた事項を記載し、かつ、乗務員台帳の作成前 1 年以内に撮影した写真をはり付けた乗務員台帳を作成し、営業所に備え置かなければならない。
- 2. 運行管理者は、選任された運転者ごとに採用時に提出させた履歴書が、法令で定める運転者台帳の記載事項の内容をほぼ網羅していることから、これを当該台帳として使用し、索引簿なども作成のうえ、営業所に備え管理をしている。なお、他の営業所への転任又は退職した運転者については、余白部にそのことがあった年月日及び理由を記載し、3 年間保存している。
- 3. 事業者は、初任運転者等に対し、特別な指導を実施した場合は、法令に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を乗務員台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を乗務員台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を乗務員台帳に添付する。

解答及び正誤	解説・参考条文	リストページ
1 ×	誤：1年以内 ⇒ 正 6ヶ月以内	17
2 ×	運転者台帳には、健康状態や、特別指導の実施、適性診断の受診の状況を含む記載事項が定められており、履歴書では代用できない。保存期間は3年間で正しい。 ※3年保存は事故記録と退職運転者台帳・教育指導記録等(乗用は除く)のみ 運輸規則第37条第4項	17
3 ○	乗務員台帳には必ず指導実施年月日を記載しなければならない。指導の具体的内容に関しては、台帳に記載又は記録書面の添付でも可。	17

**【ここに注目！】**  
**ポイントをまとめた解説**

**【ここに注目！】**

**(1-7 指導監督・特別な指導教育)**

**該当箇所をテキストで再確認！関連付けで理解がより深まる**

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行の安全を確保するために国土交通省告示等に基づき運転者に対して行う指導監督及び特定の運転者等に対して行う特別な指導等に関する次の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

- 1. 高齢運転者に対する特別な指導は、国土交通大臣が認定した高齢運転者のための適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者自らが考えるよう指導する。この指導は、適性診断の結果が判明した後 1 ヶ月以内に実施する。
- 2. 事故惹起運転者に対する特別な指導は、当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、再度事業用自動車に乗務を開始した後 1 ヶ月以内に実施する。なお、外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合はこの限りでない。
- 3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事故惹起運転者及び初任運転者に対する特別な指導として、安全運転の実技を除き所定の事項についてそれぞれ合計 10 時間以上実施する。なお、安全運転の実技については、可能な限り実施することが望ましい。
- 4. 高齢運転者（個人タクシー事業者を除く。）に対する適性診断は、65 歳に達した日以降 1 年以内に 1 回、その後 70 歳に達するまでは 3 年以内ごとに 1 回、70 歳に達した運転者は、70 歳に達した日以降 1 年以内に 1 回、その後 1 年以内ごとに 1 回受診させる。
- 5. 運転者として新たに雇い入れた者（貸切バス以外の一般旅客自動車又は特定旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者であって、雇入れの日前 3 年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診したことがある者及び個人タクシー事業者を除く。）に対する適性診断は、やむを得ない事情がある場合を除き、事業用自動車の運転者として選任する前に初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させる。



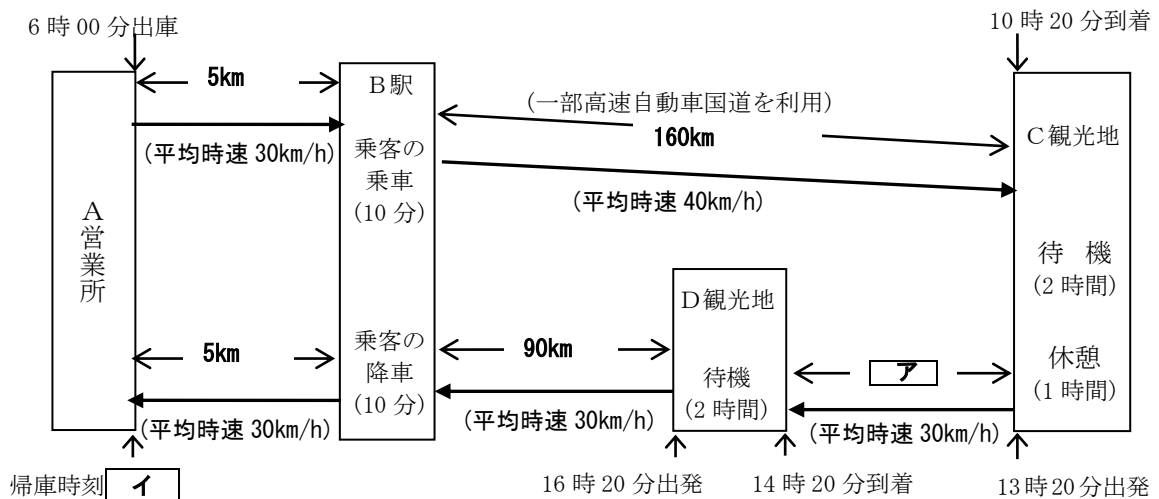
解答及び正誤		解説・参考条文	テキストページ
ア	1	実車距離は乗客を乗せている区間の合計なので(つまり、回送を含まない) 210km×2=420km	69
イ	不適	拘束時間 22時～翌日13時 → 15時間・・・適 実車距離 210km×2=420km・・・適 連続運転 2時間ごとに15分の休憩・・・適 1運行 5km+210km+8km=223km・・・適 夜・昼 2運行・・・OK 一日の運転時間 (20分+1時間+2時間+1時間+15分)×2 =9時間10分・・・不適 ※運転時間は1運行9時間まで	<b>【ここに注目！】</b> 頻出の問題を網羅！68、69 どのように考えて解くかを 詳しく解説しています

(A) 旅行業者から貸切バス事業者に対し、早朝B駅にてツアー客を乗車させ、C観光地及びD観光地を経て、夕刻B駅に帰着させるよう運送の依頼があった。これを受けて、運行管理者は、次に示す「当日の運行計画を策定するための前提条件」に基づき運行計画を立てた。

この事業用自動車の運行に関する次のア～ウについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、「当日の運行計画を策定するための前提条件」に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

【当日の運行計画を策定するための前提条件】

- A営業所を6時に出庫し、5キロメートル離れたB駅まで平均時速30キロメートルで走行する。
- B駅に6時10分に到着し、ツアー客がバスへの乗車を要する時間を10分間とする。
- B駅から160キロメートル離れたC観光地までの間、一部高速自動車国道を利用し、平均時速40キロメートルで走行して、C観光地に10時20分に到着する。
- C観光地にて2時間待機し、その後1時間の休憩をとる。休憩後、D観光地に向かうため、C観光地を13時20分に出発し、一般道路を平均時速30キロメートルで走行する。
- D観光地に14時20分に到着し、2時間待機する。
- D観光地を16時20分に出発し、90キロメートル離れたB駅までの間、一般道路を平均時速30キロメートルで走行し、B駅に到着する。
- B駅にてツアー客を10分間で降車させた後、帰庫のため5キロメートル離れたA営業所まで平均時速30キロメートルで走行する。



- ア C観光地とD観光地の間の距離について、次の1～3の中から正しいものを1つ選びなさい。  
1. 15キロメートル    2. 30キロメートル    3. 60キロメートル
- イ 当該運転者がA営業所に帰庫する時刻について、次の1～3の中から正しいものを1つ選びなさい。  
1. 19時30分    2. 19時40分    3. 20時00分
- ウ 当日の全運行において、連続運転時間は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、違反しているか否かについて、次の1～2の中から正しいものを1つ選びなさい。  
1. 違反している    2. 違反していない

解答及び正誤		解説・参考条文	テキストページ
ア	2	C観光地を13時20分に出発して、D観光地に14時20分に到着したことから1時間かけて平均時速30kmで走行している 距離=速度×時間なので $30\text{km/h} \times 1\text{時間} = 30\text{km}$ となる。	86
イ	2	D観光地からB駅まで90kmの距離を時速30kmということは、 時間=距離÷速度であることから $90\text{km} \div 30\text{km/h} = 3\text{時間}$ かかる。 B駅からA営業所まで5kmの距離を時速30kmなので、 同様に $5\text{km} \div 30\text{km/h} = \frac{5}{30} = \frac{10}{60} = 10\text{分}$ 16時20分にD観光地を出発してから 3時間(D観光地からB駅まで)+10分(降車時間)+10分(B駅からA営業所まで)=19時40分 乗車・降車も運転の中断と考える。4時間につき1回につき10分以上合計30分以上の運転の 中断が必要である。また、高速道路ではおおむね2時間までに15分休憩が必要である。	86
ウ	1	A営業所からB駅まで $5\text{km} \div 30\text{km/h} = 10\text{分}$ の運転→B地点で10分の運転中断 →B駅からC観光地まで $160\text{km} \div 40\text{km/h} = 4\text{時間}$ の運転 の部分が4時間10分の運転に対し10分しか運転の中断がとれていないため、連続運転時間 が改善基準に違反している。	66

### 【ここに注目！】近年頻出の労働関係との複合の計算問題もしっかり解説

- (ト) 運行管理者が次の乗合バスの車内事故報告に基づき、この事故の要因分析を行ったうえで、同種の事故の再発を防止する対策として、最も直接的に有効と考えられる組合せを、下の枠内の選択肢(1~8)から1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、【事故の概要】及び【事故の推定原因・事故の要因】に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

#### 【事故の概要】

当該運転者は、14時00分に運行管理者の点呼を受け、14時35分に出庫し、市内循環バスを運行中、バス停において降車した旅客のキャリーバッグの一部が前扉に挟まれたことに気付かず発車したため旅客が転倒した。当該運転者はこれに気付かずバスを約7メートル前進させ、旅客の左腕を負傷させた。

- ・事故発生 : 20時30分
- ・天候 : 晴れ
- ・道路 : 幅員6メートル
- ・運転者 : 58歳 運転歴30年 定期健康診断を年2回受診していた。

